

平成 29 年第 3 回定例会 防災警察常任委員会にて質疑いたしました。

小野寺委員

私からはまず、本会議一般質問で西村議員が殿町交番の設置についてお尋ねいたしました。適正な交番配置ということについてお尋ねしたい。

交番は、地域の安全を守る、よりどころとして、そして住民にとっては体感治安といいますか、安心感をもたらす施設に間違いがないと思うのですが、ただ、以前に設置した交番というのは、だんだん町の様変わりによって、住民の導線が変わったり、交通の拠点が移動したりと、いろいろな状況があり、新たに交番を設置してもらいたい、あるいは交番を移動してもらいたいという要望が出ています。また、先ほど警察署の建て替えの話もできましたけれども、交番も新しく建て替わらないものなのか、そうゆう要望もよく地域の方々から聞くこともありますので、その辺について質問させていただきたいと思います。

まずはじめに、確認の意味で幾つかお尋ねするのですが、神奈川県内に交番と駐在所というのはそれぞれ何箇所ずつあるのでしょうか。

地域総務課長

県内の交番と駐在所の数につきましては、交番が 473 箇所、駐在所が 137 箇所、合計で 610 箇所であります。

小野寺委員

ちなみに、全国の数をお教えいただけますか。

地域総務課長

全国の交番と駐在所の数につきましては、交番が 6,256 箇所、駐在所が 6,380 箇所であります。

小野寺委員

地方に行くと、交番より駐在所の方が多いたるところもありますので、意外な感じがいたしますが、承知をいたしました。

交番と駐在所の設置基準というものは明確にあるものなのでしょうか。

地域総務課長

交番や駐在所の設置基準につきましては、国の規則によって、このようにうたわれております。昼夜の人口、世帯数、面積、行政区画及び事件または事故の発生の状況などの治安情勢に応じ、警察署の管轄区域を分けて定める所管区ごとに置くものとする定められており、これが設置の基準になります。

小野寺委員

人口とか世帯とか面積というのは、しっかりとしたデータがある。治安情勢というのは、もちろんデータに基づくものだと思うのですが、その辺も勘案して設置をしていくということは理解をいたしました。それでは、交番や駐在所の敷地面積であります、建物の面積の基準、これもあるのでしょうか。

地域総務課長

交番や駐在所の敷地面積や建物面積の目安につきましては、交番は敷地が 120

平方メートルで建物が 60.5 平方メートル、駐在所は、敷地が 200 平方メートルで建物が 100 平方メートルとなっております。

小野寺委員

駐在所の場合は、警察官、その家族の方がお住まいになっているので、それも理解いたします。

私が以前、防災警察の委員会に所属をしていたときなので、それこそ今から 9 年くらい前になると思いますが、当時、交番の新たな設置要望というのが、いろいろな県内の地域から出ていて、相当たまった状態になっていたのです。それを警察本部にお願いして大分整理をしていただいたという記憶があります。そこで、今現在の交番、駐在所の新たな設置要望というのは、警察本部にどのくらい上がってきているのですか。

地域総務課長

交番や駐在所を新たに建ててほしいという要望につきましては、交番の要望が 26 警察署の 48 地区、駐在所の要望については、1 警察署の 1 地区と少ない数になっています。合計で、27 警察署の 49 地区からの要望がございます。

小野寺委員

これでも大分多いかと思いますが、以前と比べると、整備がされてきているのではないかと考えておりますが、ただ、私たちも警察の方とお話をすると、交番も、新たな設置というよりは、スクラップ・アンド・ビルドで、例えば、狭い交番を幾つかスクラップして、拠点となるようなところに交番を造ったとか、1 対 1 でスクラップ・アンド・ビルドもあると聞いているのですが、新設要望に対して、警察としてどういう考え方なのか教えてください。

地域総務課長

交番や駐在所を新設する際の基本的な考え方といたしましては、委員のおっしゃったとおり、スクラップ・アンド・ビルドを原則としております。また、犯罪及び交通事故の発生状況、行政区、面積、人口などの地域実態、都市の形態、道路、鉄道の整備状況などを総合的に勘案の上、県内の警察力の均衡に配慮をしながら判断することとしております。

小野寺委員

スクラップ・アンド・ビルドは原則なのだが、やはり総合的な判断が、やはり必要ということでしょうね。参考までにお聞きしたいのですが、2005 年頃だったのですが、横浜市道の環状 2 号線という道路、これは磯子を起点にして、東戸塚だとか新横浜を通過して鶴見区の北部に至るという道路で、かなりの高規格道路で、交通量も相当多いです。もともと市街化調整区域だったところに道路を通したということもあり、地域によっては結構開けているのですが、そうではない箇所もある。ただ、そのときに、新しい幹線道路が通ることによって、犯罪も道路に沿って発生するようになってきていることも当時あったみたいなのです。そのときにも、環状 2 号線という、それなりの横浜市の幹線道路の沿道に一つも警察施設がないということで、地域の方々から、是非、こういう横浜市の土地があるので、そこに交番を造ってもらえないかという要望も結構出てきたように記憶をしておるのです。そういう、新たな幹線道路ができたとい

ったところに、交番なり警察の拠点をつくるという考え方や、これまでの事例というのはあったのでしょうか。

地域総務課長

委員御指摘のとおり、環状2号線のところには確かに警察施設が現在ないところが実態であります。一つ、港南区の下永谷地区というところなのですが、そこは、以前から地元の町内会長などにより交番の設置要望が寄せられております。そこにつきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、今後の地域実態の動向や治安情勢の推移、それから犯罪の情勢とか交通量、さらには都市の形態とか鉄道の関係、そういったところを総合的に勘案して、警察力に配慮しながら判断してまいりたいと考えております。

小野寺委員

それでは、質問の中身を建て替えに移らせていただきたいと思うのですが、交番、駐在所の建て替えの目安、あるいは、もう建て替えの目安はクリアしているのに、まだ建て替えに至っていない、それはどのくらいありますか。

地域総務課長

交番や駐在所の建て替えの目安につきましては、木造コンクリートブロック造りは20年、鉄骨づくり、軽量鉄骨づくりは25年、鉄筋コンクリート造りは30年となっております。この目安を踏まえますと、交番473箇所のうち207箇所、駐在所は137箇所のうち77箇所の合計284箇所が目安を超えているところであります。

小野寺委員

この目安が、公共的建造物の中で、割と早めの設定なので、そういう数になっていくのではないかと思います。それでは、過去10年の交番と駐在所の新設や移転、建て替え状況についてお伺いしたいと思います。

地域総務課長

過去10年間の交番、駐在所の新設や移転、建て替えの状況につきましては、移転やその場で建て替えた交番、駐在所はありますが、新たに設置した交番、駐在所はございません。交番、駐在所の建て替えは45箇所ございまして、その内訳につきましては、移転しての建て替えが30箇所、同じ場所での建て替えが15箇所であります。なお、移転建て替えの30箇所につきましては、新設要望地区への移転が14箇所、再開発などによつての移転が16箇所となっております。

小野寺委員

その場で建て替えられないというのは、例えば、私の知っている場所でも、ソファを置く場所もないような狭い敷地にぎりぎりに建っている交番もありますので、ここでは新たに、この場所では建て替えるのは無理だということよりも、今お話をされたように、要望だとか再開発だとか、そういうものに基づいてということが移転の理由なのですか。

地域総務課長

移転の理由としては、要望地区へ適材のところがあれば、そちらに建て替えを考えますし、どうしても駅前が必要があるところは、できるだけそこに建てるというのが条件になります。

小野寺委員

同じように、この10年間での交番、駐在所の廃止状況についてお伺いしたいと思えます。

地域総務課長

交番の統廃合などによって廃止した交番や駐在所につきましては、過去10年間で12箇所になります。その内訳につきましては、交番が8箇所、駐在所が4箇所であります。

小野寺委員

交番の場合は、集約、建て替え、駐在所は、その地域から、その駐在所がなくなるというような状況になっているのですね。

それでは、要望を申し上げたいと思えます。言うまでもなく、我が国の良好な治安の基盤となる世界に誇る制度、外国でもコウバンで通じるという話も聞いたことがあります。それくらい大事な施設ですから、治安情勢に対してバランスよく配置されるということが望ましいと考えています。これからも、様々な地域から要望は出るでしょうから、日々変化する地域情勢を見きわめて、県民が必要だと実感しているところにしっかりと交番ができればと思えます。また、先ほど警察官の増員の話もありました。交番を造れば、当然そこに警察官を配置しなければいけない、そういうこともあって、単純な新設というのは難しいのだと理解いたしますが、地域の安全というのは、もちろん交番は大事ですが、一方で機動力を持ってパトロールをしていただく、そういうベストミックスをもって地域の安全というのは保たれるのではないかと考えています。さきに申し上げたように、以前の委員会の議論で、地域の警察官の方の機動力をアップするために、小型警ら車をしっかり増強していこうという、そういう議論もございました。そこは様々な警察力を総合的に発揮していただいて、県民の安心感を高めていただくようお願いをして、この質問を終わります。

次に、治安状況説明の最後に、国際緊急援助隊のお話が出ておりました。今年の9月20日にメキシコで大きな地震が発生をして、その震源地に近いメキシコ南部で多くの死傷者、あるいは建物の倒壊が発生をしたということでございました。この地震の発生に伴って、メキシコ政府の要請に基づいて外務省から日本政府が国際緊急援助隊を派遣し、その中に本県の警察官の方も6名含まれていたということでございますので、その国際緊急援助隊について少しお伺いをしたいと思います。

まず、国際緊急援助隊というのはどういう部隊なのか、確認のためにお伺いしたいと思います。

警察本部危機管理対策課長

昭和62年9月に、国際緊急援助隊の派遣担当法というのが制定されました。海外での大規模災害発生時に、被災現場で救出救助活動を行うことができる組織を編成、派遣し、国際的責務を果たすことを目的に国際緊急援助隊が設立されております。国際緊急援助隊には救助チーム、医療チーム、感染症対策チーム、それから応急対策と復旧活動について被災国政府へ助言を行う専門家チーム及び自衛隊の部隊の五つのチームがございます。

小野寺委員

今回、警察が加わったのは救助チームだと伺っていますが、どのような警察官が、この国際緊急援助隊員に指名されているのか教えてください。

警察本部危機管理対策課長

国際緊急援助隊は、本県警察を含みます九つの都道府県警察に編成されています。県警察では、救出、救助に関する極めて高度な知識と技術を有する隊員 57 人、危機管理対策課及び機動隊に所属する警察官の中から選びまして指名をしているところでございます。

小野寺委員

確認をさせていただきたいのですが、これは全国の警察の中で九つの警察本部に設置をされていて、本県で指名される方々というのが 57 人いるということですか。

警察本部危機管理対策課長

委員御指摘のとおりでございます。全国では、神奈川県を含めまして、警視庁、大阪、北海道、埼玉、京都、兵庫、福岡など、九つの警察に 438 人指定されております。その中で本県警察からも 57 人が指名されているところでございます。

小野寺委員

今のお話ですと、危機管理対策課に所属をしている警察官、そして機動隊に所属をしている警察官という御説明でしたが、この方々は、ふだん、どういう訓練をされているのでしょうか。

警察本部危機管理対策課長

県警察では、倒壊家屋や土砂に埋没した車両からの救出、救助など、様々な災害現場を想定した実践的な訓練を行っておりますが、この他、各自治体が主催します合同防災訓練、これにも参加いたしまして、防災関係機関との連携を図り、救出、救助の技術の向上に努めているところでございます。また、国際緊急援助隊の事務局があります独立行政法人国際協力機構、JICAですが、ここが年 2 回主催します訓練に隊員を派遣いたしまして、援助の向上を図っているところでございます。

小野寺委員

国際緊急援助隊救助チームというのは、もちろん財務省、JICA、それとあと実働部隊として警察署、海上保安庁などありますが、現場で救出、救助に当たるという場合は、警察も海上保安庁も、同様の作業、同様の仕事をすると解釈していいのですか。それとも、警察だからこの業務というものはあるのかどうか、教えていただけますか。

警察本部危機管理対策課長

委員御指摘のとおり、派遣されるのは警察のほかに、消防、それから海上保安庁などの機関も含まれておりますが、これらの機関のメンバーが成田空港からチームを編成いたしまして、現場では混成チームになります。警察単独で動くということはありません。それぞれの特性を生かしまして現地で班編成をいたしまして、それぞれ得意な分野で救出、救助活動に当たるということでございます。

小野寺委員

警察が得意な分野というのはどのようなものなのですか。

警察本部危機管理対策課長

警察では、機動隊員が海外のみならず、国内、県内におきましても、災害に耐えられるように広域緊急援助隊などを含めまして、様々な部隊で救出、救助活動を行う訓練を行っておりますので、この分につきましては、警察でも十分にほかの機関に負けないぐらいのレベルにあるということでございます。

小野寺委員

それぞれ、消防、警察、海上保安庁、得意なところを生かして現地での業務に当たるといのは、さきの御説明で分かりました。大体、原則としては同じような仕事になっていくのかと理解をいたしました。

それでは、これまで国際緊急援助隊員として県警から派遣された実績について、お伺いします。

警察本部危機管理対策課長

今回のメキシコ派遣を含めまして、平成2年のフィリピン地震以降、台湾、モロッコ、ニュージーランド、ネパールの各国に、これまで6回、合計31人を派遣しております。

小野寺委員

今回のメキシコ派遣なのですが、現地の被災状況について教えてください。

警察本部危機管理対策課長

救助チームが派遣されましたメキシコの首都メキシコシティ周辺では、マグニチュード7.1の震源地に近くて、アパートやマンション、それから小学校など、多数の建物が倒壊している状況であったと聞いております。

小野寺委員

現地での活動状況はどうだったのでしょうか。

警察本部危機管理対策課長

日本の救助隊は、メキシコ政府から要請されました特に被害の大きかった現場3箇所におきまして、現地の救助部隊と連携し捜索活動を実施しております。捜索活動は24時間体制で行われまして、集合住宅が押し潰され、フロアが折り重なるようにして倒壊した現場、これをパンケーキクラッシュと呼んでいるのですが、ここにおきまして生存者の捜索活動に従事しております。また、余震が続く中、いつ崩れてきてもおかしくないような建物の中に進入するというので、厳しい環境の中で捜索が続いたということで、精神的にも肉体的にも苦しい活動であったと聞いております。

小野寺委員

東日本大震災のときに緊急消防隊で派遣された方々の手記を読む機会があったのですが、本当に厳しい状況の中で活動をされている。これは警察、特に海外に出て行って活動されている方は、すごいストレスもあるでしょうし、大変なことだと思うのですが、特に今回の派遣で苦労されたことにはどのようなものがありますか。

警察本部危機管理対策課長

現地のメキシコシティは、標高が2,200メートルといった高地にありまして、空気が薄く、捜索活動の現場、特にほしごや階段を上るときなどは、平地での

活動に比べて負荷がかかるということで、日本では経験しないような息切れをしたということでございました。また、激しい通り雨が1日に1、2回降ることから、そのたびに捜索活動を中断せざるを得ない状況であると聞いております。

小野寺委員

気候条件が大きく日本とは違うということですが、今回の救出、救助活動に関する現地の受け止めについてお聞きしたいのです。被災状況によって、派遣される期間も変わってくると思うのですが、外務省のホームページを見ましたら、大体救助チームの派遣期間というのは1週間から10日ぐらいというのが標準なのですが、今回は、21日に派遣されて、現地時間28日に終了したということですが、割と短期間でそれなりの成果を上げられたのかと思うのですが、現地での受け止めについてお伺いしたいと思います。

警察本部危機管理対策課長

今回の派遣は9月21日から28日までの8日間でしたが、被災地では日本の救助チームの規律ある行動や御遺体に黙とうする姿など、現地メディアで放送されたこともありまして、活動現場では多くの市民から感謝の声が聞かれるなど、大きな反響があったと聞いております。

小野寺委員

今回の事故派遣における教訓、経験されたことに基づく教訓などあれば教えてください。

警察本部危機管理対策課長

今回、余震が続く中での捜索活動には、隊員の安全管理、これに細心の注意が必要であるということをも改めて痛感したということの報告を受けております。今後も、安全管理に関する知識の研さんに努めてまいりたいと考えております。

小野寺委員

今おっしゃったことは、内外問わず課題になることなのだと思います。救出、救助に当たっている方々の安全というのは本当に大事なことだと思いますので、しっかり、その教訓を生かしていただければと思うのですが、もう一つ大事なのは、災害救助に当たるに際しての装備資機材の問題だと思うのですが、この整備方針について、再度お伺いさせていただきます。

警察本部危機管理対策課長

今回の海外派遣では、建物が倒壊する危険性をいち早く感知する資機材をはじめ、災害現場において活動する隊員の安全性を高める資機材について、非常に有効であるということをも再認識しております。これまでも、救出、救助用の資機材の整備を継続的に図ってきているところではありますが、今後、安全管理に関する装備資機材につきましては、さらに整備、充実に努めてまいりたいと考えております。

小野寺委員

今回のメキシコ派遣における教訓を、隊員の訓練でしたり、災害用装備資機材の整備にしっかりと生かしていただいて、今後も活躍いただけることを要望いたしまして私の質問を終わります。